

安全保障貿易管理の 法令遵守のポイント



令和4年4月
経済産業省

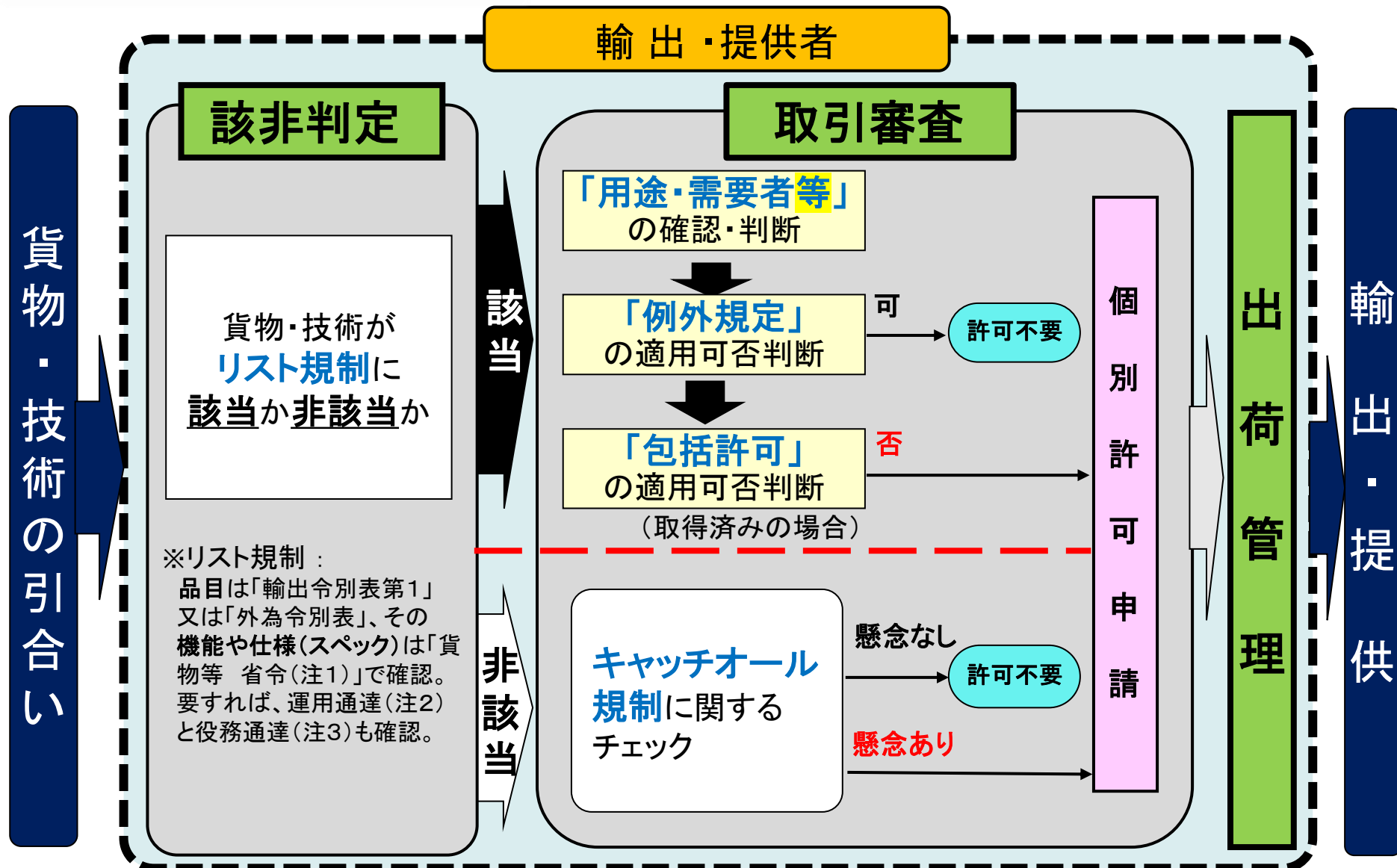
目次

1. 内部審査手続の内容
2. 内部管理規程の整備
3. 包括許可制度
4. 立入検査(書面検査を含む。)
5. 支援ツールと相談窓口

1. 内部審査手続の内容

① 該非判定

審査手続きの流れ

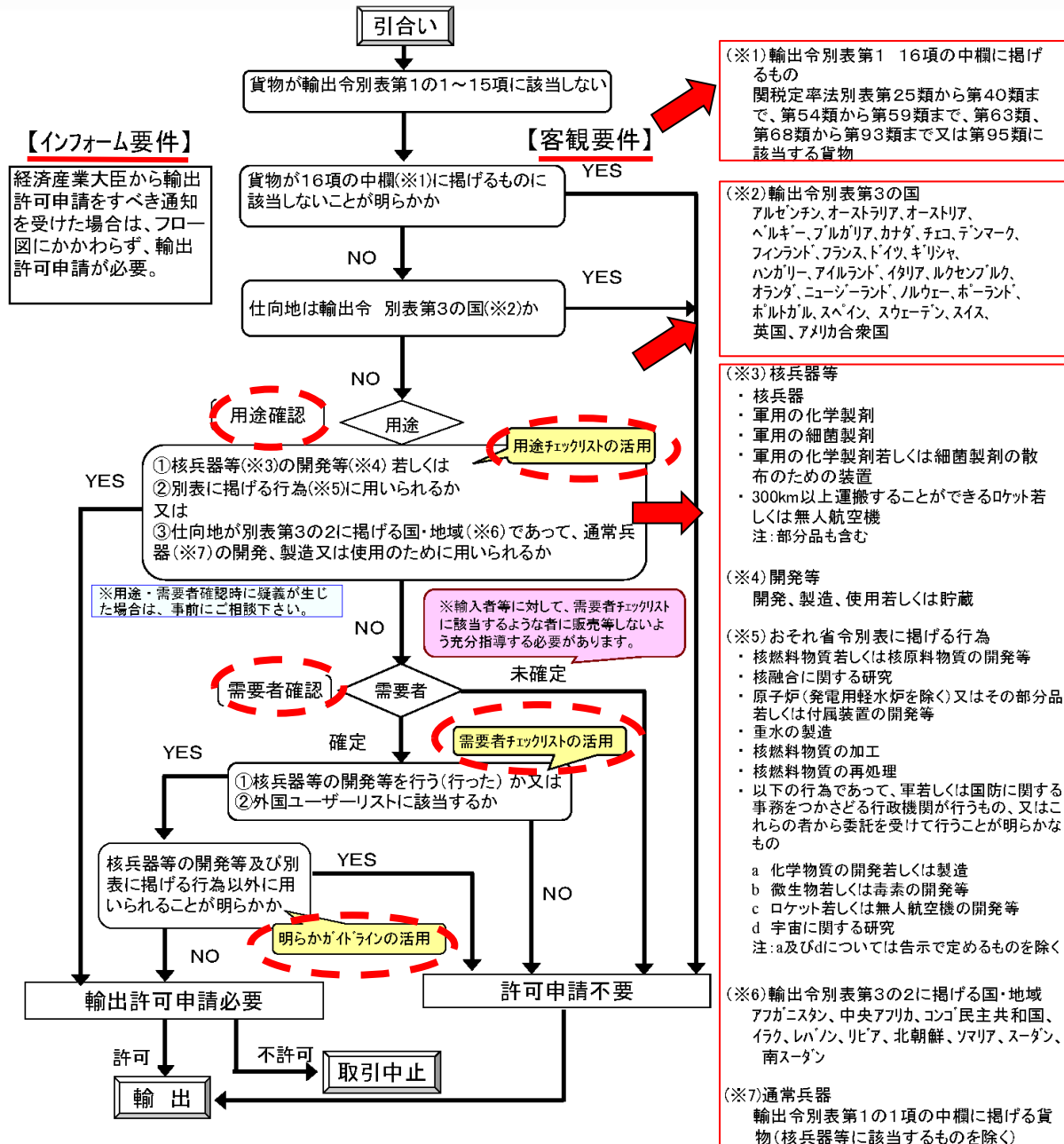


(注1) 貨物等省令： リスト規制貨物・技術の機能や仕様(スペック)を規定する省令(＝輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

(注2) 運用通達： 輸出令別表第1及び貨物等省令中の貨物の用語の解釈を示している通達(＝輸出貿易管理令の運用について)

(注3) 役務通達： 外為令別表及び貨物等省令中の技術の用語の解釈を示している通達(＝外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について)

(参考) キャッチオール規制手続きフロー図



該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)が
リスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

貨物のマトリクス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令 第2項 (12)	核兵器の開発又は 製造に用いられる 工作機械その他の 装置であつて、次に 掲げるもの 1 数値制御を行うこ とができる工作機械 2 測定装置(工作 機械に組み込まれ ることができるもの を含む。)	貨物等省 令第1条 第十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることが できる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当する もの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により 直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該 当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チェックを取り付けることができないもの ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に 該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め 精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

①輸出令で
品目名を確認

②貨物等省令で
仕様(スペック)
を確認

①②に合致する場合は、
リスト規制に該当と判定

判定に際して、必要に応じて運用通達の解釈において、
それぞれの品目の解釈も確認。

※貨物のマトリクス表だけでなく、技術のマトリクス表及び貨物・技術の合体マトリクス表も存在

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

該非判定の前に(貨物・技術の検索)

「貨物のマトリクス表」で、貨物の検索を行います。輸出貨物について、名称だけでなく、機能なども含め幅広く検索してください。技術の検索は、技術に係る貨物を検索後、その設計、製造、使用等に係る技術の有無を確認してください。一部の技術は、貨物に依らないものも存在(例:外為令別表の7の項(3)~(5))しており、この場合、技術のマトリクス表から検索する必要があります。

<マトリクス表> URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

貨物「工作機械」の場合

①「検索」を利用

②検索する貨物名を入力してください。

③「オプション」を押下

④「ブック」を選択すると1~15項の全シートを一括検索可能。

⑤「列」を選択してください。
※行の場合、検索が一部できない場合がありますので、御注意ください。

⑥「すべて検索」を押してください。

「工作機械」の場合、2項、4項、5項及び6項がヒット。
ただし、4項及び5項は工作機械そのものではないので、対象外。
このため、2項及び6項で該非判定を行う必要があります。

シート	名前	セル	値
2項	原子力	\$F\$425	(一) 測定の前及び測定中に於いては、工作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境温度下に保たれること。
2項	原子力	\$F\$434	(二) 工作機械は、試験される形態で装備するすべての機械的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定精度を確保すること。
2項	原子力	\$F\$437	(三) 測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。
2項	原子力	\$F\$440	(四) 位置決め精度の測定中の送り速度(スライドの速度)は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(1988)による測定値から求めた、1. 申告値を定める型式の仕事機械を5台選ぶ。
2項	原子力	\$F\$471	4. なお、貨物等省令第1条第十四号イからハまでに該当しない仕様の仕事機械であって、以下の一又は二に該当するものは、本表に該当するものとする。
2項	原子力	\$F\$482	一 研削をすることができる仕事機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。
2項	原子力	\$F\$491	二 フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる仕事機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下のもの。
2項	原子力	\$F\$496	専らフライス削りを行うための仕事機械をいう。
2項	原子力	\$F\$498	ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの。
2項	原子力	\$F\$516	ホ ポジショニングテーブルであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用のものを除く。ロ 数値制御を行うことができる工作機械。
4項	ミサイル	\$D\$752	商車製造用の工作機械又はその部品品、附属品若しくは制御装置。
4項	ミサイル	\$D\$770	測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)であって、次に掲げるもの又は、次に掲げるものの一部に該当するもの。
5項	先端素材	\$G\$417	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限定。)であって、電子制御装置を取り付け、旋削をすることができる工作機械であって、軸回転をすることができる軸数が2以上のもののうち、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの。
6項	材料加工	\$B\$42	(一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定精度(位置決め精度)が、次の(一)及び(二)に該当するもの。
6項	材料加工	\$B\$282	(二) 直径が35ミリメートル以下のもの。
6項	材料加工	\$B\$394	(三) チェックを取り付けることができないもの。
6項	材料加工	\$D\$42	ロ フライス削りを行うことができる仕事機械であって、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの(四)に該当するものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用のものを除く。ロ 数値制御を行うことができる工作機械。
6項	材料加工	\$D\$49	ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの。
6項	材料加工	\$D\$70	ホ ポジショニングテーブルであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用のものを除く。ロ 数値制御を行うことができる工作機械。

該非判定について

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム(技術)など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書(例)

あて先: △△商事 殿

商品名: ○○クリーナーA-30

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由: 本商品はフッ化水素を80%含有しているため。

判定日: 令和4年4月5日

判定者: ××化学 ○○太郎(印)

●注意
判定書の発行は任意。様式は自由。

判定日以降に法令改正がされているか？

注意

- 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

② 取引審査

取引審査とは

どのような相手か(引合い先、輸入者、需要者の確認)、どのような用途に使うのか(用途の確認)等のチェックを行い、当該取引を進めて良いか否か、経産省に許可申請を行うか否か、を判断すること。

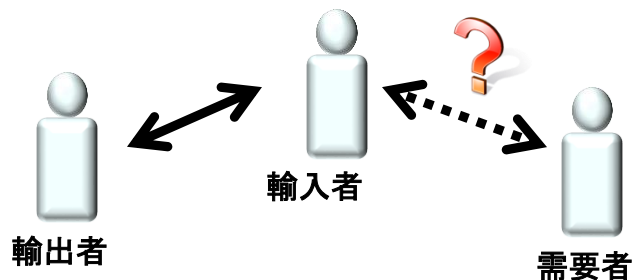
取引審査にあたっての留意点

- 組織内での確認のための書式(帳票類)を定める(参考)。
- 決裁者・担当者の責任範囲を明確にする。
- 案件を担当する部門から独立して、客観的に審査をする部門(輸出管理部門等)により取引内容のダブルチェックを行う。
- 取引を進めて良いか否かを判断する責任者(取引の最終判断権者)を定め、最終判断権者まで決裁を得る。
- 国内取引であっても、輸出等をされることが明らかな場合には、直接輸出と同様の審査を行う。

※技術提供を行う事業者は、従業員等への技術提供の前までに、当該従業員等の特定類型該当性を確認する。

取引審査のポイント①

①貨物・技術が需要者に到達することの 確実性



契約書等を確認

契約は需要者まで
つながっている？

不自然な輸送経路
になっていない？

輸送先
を確認

経由？

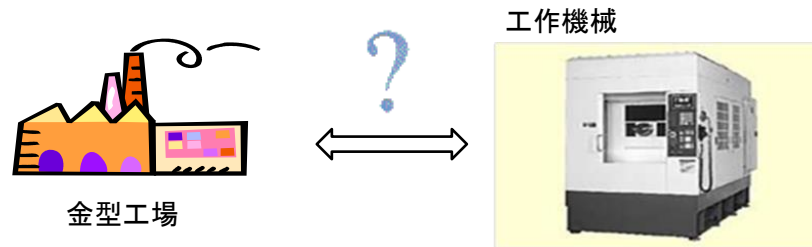
B国

A国

X国



②需要者が貨物・技術を使用することの 確実性



需要者の事業内容と
貨物の用途は整合
している？

HP等
を確認

貨物の数量は
妥当か？

事業規模等
を確認



金型工場

取引審査のポイント②

③貨物・技術が懸念用途に使用されないことの確実性

当社の主要顧客は軍である！

当社は軍事品を取り扱っている！

需要者は軍事品を取り扱っていない？

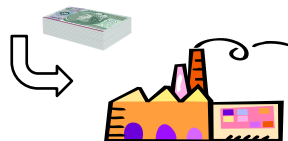
HP等を確認

需要者は軍事産業と関連していない？

HP等を確認



軍事関連企業



軍からの資金提供

④貨物・技術が適正に管理されることの確実性

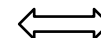
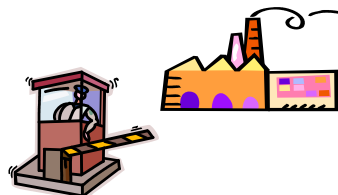


貨物の使用場所は確定してる？

工場図面等を確認

貨物の管理方法は適切か？

管理体制・保管場所等を確認



適正な保管場所の確保

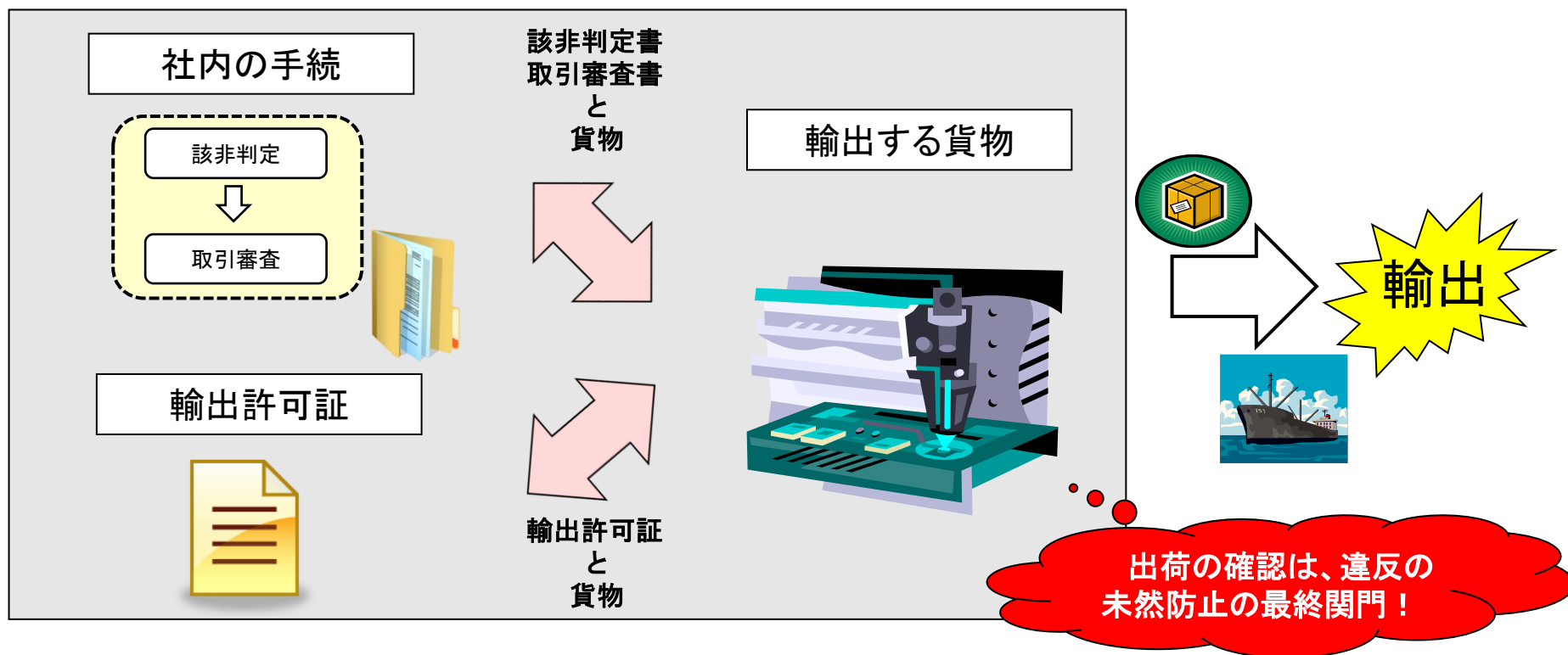
部外者の進入を制限

③ 出荷管理

出荷管理とは(技術提供を含む)

貨物の出荷・技術の提供前に、「貨物・技術の同一性の確認」、「輸出許可証等の有無の確認」等、所要の手続が済んでいるかどうかを確認すること。

(貨物の例)



④ 特定類型の該当性の確認手続
※みなし輸出管理の運用明確化
に基づき必要となる手続

「みなし輸出」管理の運用明確化

昨年11月18日公布、本年5月1日施行

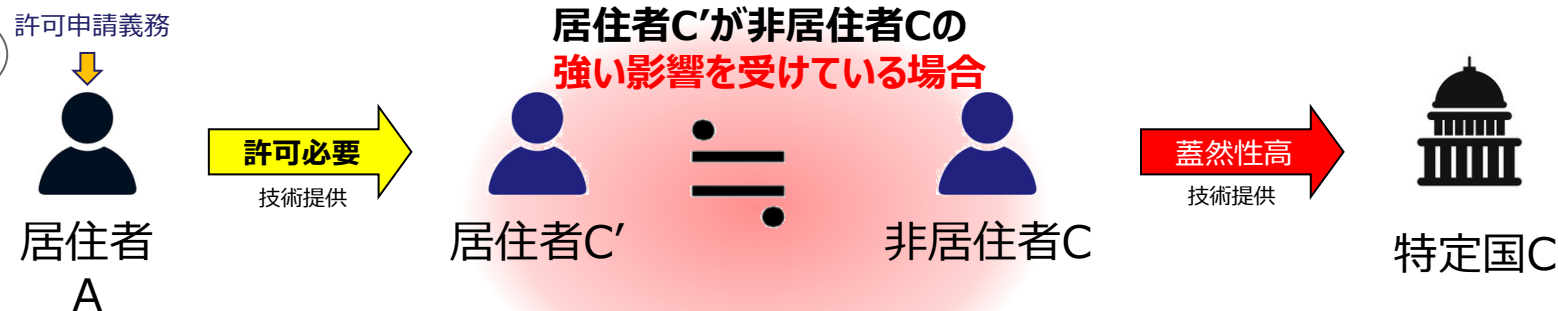
- 「**特定国の非居住者に提供することを目的とした取引**」について、**居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一**と考えられるほどに当該非居住者から**強い影響を受けている状態（特定類型）に該当**する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。

従来



制度見直し

見直し後



- ① 外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

(参考)3つの類型の規定ぶり

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」といい、外国法人等と合わせて「外国法人及び外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人及び外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人及び外国政府等に対して善管注意義務を負う者

※1 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人及び外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が当該外国法人及び外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人及び外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意されている場合を除く。

※2 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するもの又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有されるもの(以下「グループ外国法人等」という。))に限る。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合を除く。

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者又は得ることを約している者
※「多額の金銭その他の重大な利益」とは、金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち[25]%以上を占める金銭その他の利益をいう。

③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

- 以下の特定類型に該当する居住者への技術の提供については、みなし輸出管理の対象。
- あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。**



類型①

契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

例①：グループ会社以外の**外国企業**（× 外資系企業）**と兼業している**日本の企業の従業員への提供

例②：グループ会社以外の**外国企業**（× 外資系企業）の**取締役・監査役に就任**している日本の企業の実業家への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：**外国政府から留学資金の提供を受けている**学生への提供

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し**、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

「特定類型該当性の判断に係るガイドライン」

- 特定類型の該当性の確認は、受領者が提供者の指揮命令下にあるか否かで異なる。
- 以下の類型に沿って確認を行うことで、取引の相手方となる居住者が特定類型に該当するか否かに付き、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。

	受領者が提供者の 指揮命令下でない	受領者が提供者の 指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していない と解される	以下の方法で特定類型に該当するか否かを確認している場合は、 通常果たすべき注意義務を履行している と解される <u>＜採用時＞</u> 自己申告による確認（補足 1 ～ 3 参照） ※改正役務通達の施行時点ですでに採用している場合は不要 <u>＜勤務時＞</u> 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※就業規則において、副業行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっている場合を含む	特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省が提供者に連絡をした場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していない と解される
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していない と解される		

所属する企業に提出する誓約書に関する補足1

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下、役務通達という。)(1)(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当することについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- ☐ 以下の①に該当します。
- ☐ 以下の②に該当します。
- ☐ 以下の①及び②に該当します。
- ☐ 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

類型①（本資料P18）に該当する場合にチェックしてください。

あなたが、外国政府等又は外国法人等と雇用契約を結んでいる場合に該当します。

類型①には、あなたが所属する日本企業のグループ会社に雇用される場合や、あなた又は当該日本企業と外国法人等との間で、あなたに対する当該日本企業の指示が外国政府等又は外国法人等よりも優先する旨が合意されている場合は例外とされています。

類型②（本資料P18）に該当する場合にチェックしてください。

あなたが、外国政府等から多額の金銭等の経済的利益を受けている場合に該当します。多額の金銭等とは、あなたの所得の1/4以上を占める利益をいいます。

あなたが、本資料P18の類型①及び②のいずれにも該当する場合にチェックを入れてください。

あなたが、本資料P18の類型①及び②にも該当しない場合は、チェックを入れてください。

所属する企業に提出する誓約書に関する補足2

類型①について

外国法人等か外国政府等と雇用契約（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）又は取締役としての委任契約を締結しているか？

NO



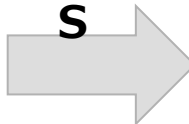
類型①に該当しない。

YES



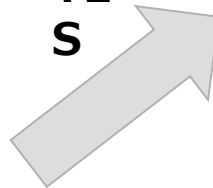
本誓約書の提出先との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？

YES



類型①に該当しない。

YES



NO



本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？

NO

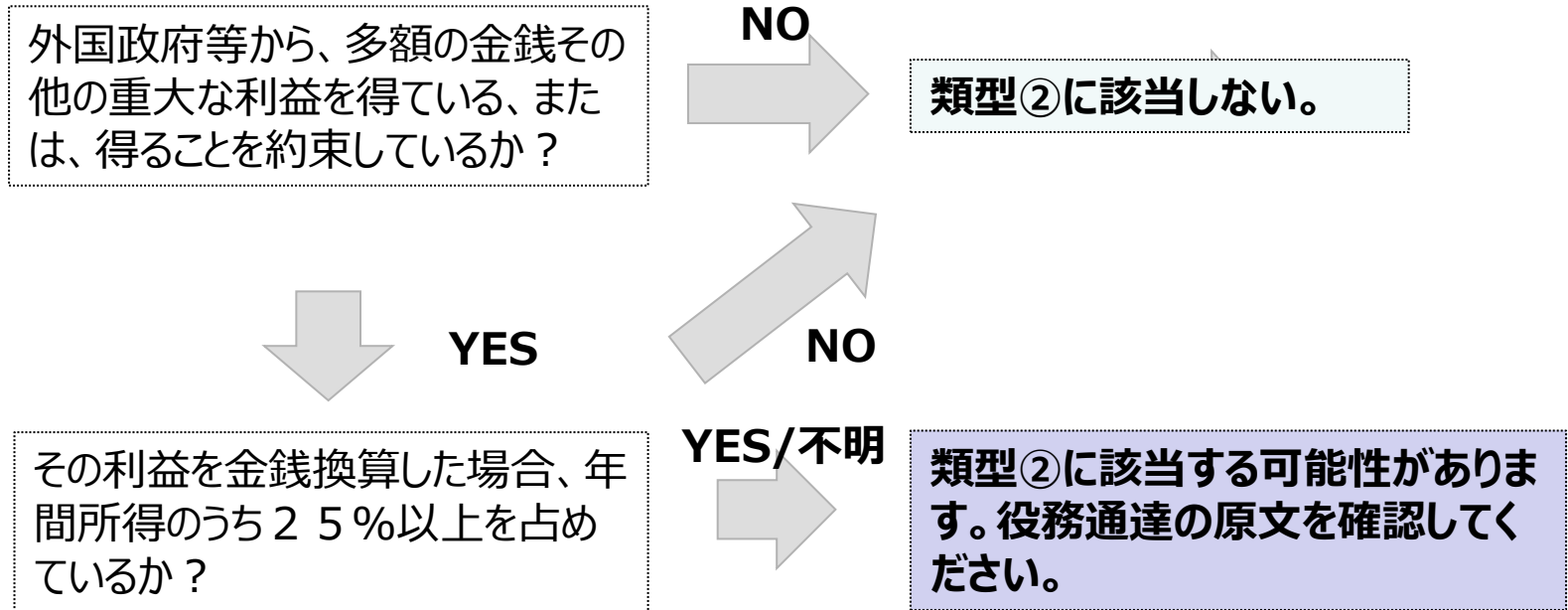


類型①に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認してください。

※「グループ外国法人等」の定義については役務通達の原文を確認してください。

所属する企業に提出する誓約書に関する補足3

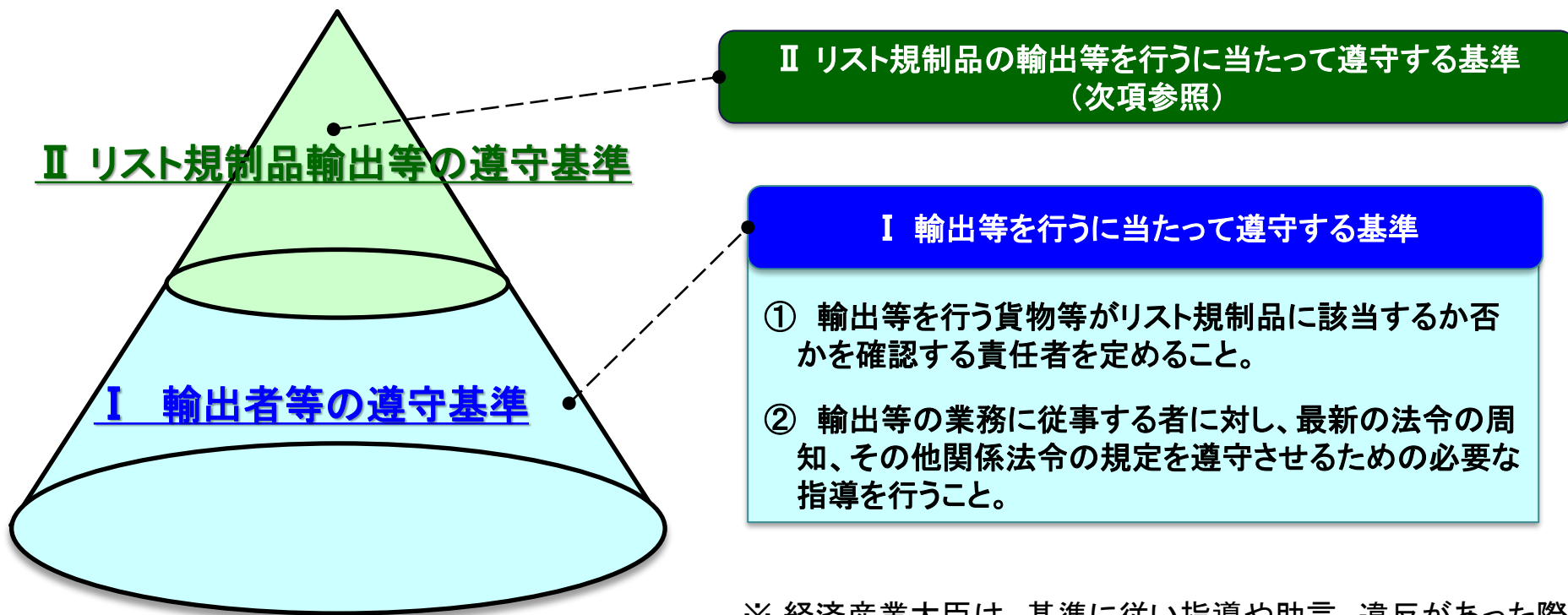
類型②について



2. 内部管理規程の整備

輸出者等遵守基準 2010年4月1日施行(一部省令改正は2022年5月1日施行)

- 業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等)は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行う必要あり。(外為法第55条の10第4項)
- 安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出者等にあつては、Ⅰ及びⅡの基準を遵守する必要あり。なお、特定重要貨物(リスト規制品)等は扱わない輸出者等にあつては、Ⅰの基準のみを遵守する必要あり。



※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があつた際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)。

リスト規制品等を業として輸出等を行う者の遵守基準

Ⅱ リスト規制品輸出等の遵守基準

Ⅰ 輸出者等の遵守基準

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)。

Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
- ② 組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定める。
- ③ 該非確認に係る手続を定める。
- ④ 輸出等に当たり用途確認及び需要者等の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。
※「みなし輸出管理の運用明確化」に伴って実施する必要がある「特定類型該当性の確認」は、需要者等の確認行為に位置づけられている。
- ⑤ 出荷時に該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 子会社が輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。
- ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

(参考)輸出者等遵守基準省令の一部改正事項(令和4年5月1日施行)について

- 安全保障上機微な貨物を業として扱う輸出者等に対して、以下の事項を新たに求めるもの。
- ① 需要者等の確認を求めるとともに、需要者以外から用途及び需要者の確認を行うに当たり必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うこと。
- ② 子会社が安全保障上の機微な貨物の輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。

上記①及び②の具体的な内容の事例は以下のとおり。

①について

「信頼性を高める手続」の具体的な内容：

- ✓ 公開情報の定期的な確認(例えば1回/年)
- ✓ 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
- ✓ 直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング
- ✓ 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合に
は契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引内容に盛り込むこと 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

②について

「指導等」の具体的な内容：

- ✓ 指導とは、最新の法令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導(改善指導を含む。)
- ✓ 研修とは、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修
- ✓ 業務体制及び内容の確認とは、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査等の結果の検査・確認 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

※子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社。海外子会社を含む。)が輸出者等の行う輸出等の管理に係る業務を全く実施しない場合、当該子会社は対象外(一方で、例えば、用途確認のための事前審査を子会社が実施している場合、当該子会社は対象。)

輸出管理内部規定(CP)

- 輸出や技術提供について一連の手続を規定するとともに、外為法等の関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程。
- 輸出者等が自ら定める組織の内部規程であり、自主管理を行うための“任意”のもの。
- 経済産業省への届出制度(任意)がある。規程内容が適切な場合、輸出管理内部規程受理票(CP受理票)を発行。

届出のメリット

- ✓ **包括許可**が取得可能に(「一般包括許可」は除く)。
- ✓ 担当者のメールアドレスに安全保障貿易管理HPの更新情報(制度改正情報など)が逐次**メール配信**。
- ✓ 自主管理体制を整備した企業や大学・研究機関として**PRが可能**！



輸出管理内部規定(CP)による効果

CPの基本的事項 (外為法等遵守事項)

A 体制

- ①輸出管理体制、
(業務分担、委任範囲
の明確化)

B 手続

- ②取引審査
(該非判定を含む)
- ③出荷管理

C 維持管理

- ④監査
- ⑤教育(研修)
- ⑥資料管理
- ⑦子会社等の指導
- ⑧報告及び再発防止

違法輸出の要因の回避

輸出管理上
のリスク

i) 責任体制の
整備・明確化

プログラムの
判定の
見落とし

法令
解釈の
誤り

【実際の輸出手続】

出荷管理の
誤り

a)貨物等の審査
(該非判定)

b)需要者・用途の
審査

c)出荷管理

輸出

参照すべき
規制リストの
誤り

顧客・用途の審査に
関する不適切な判断

許可条件等
の未遵守

ii) 手続を内部に
周知・徹底
iii) 違反防止及び
早期発見
再発防止

※CPは、輸出管理において発生が想定される様々なリスクを回避するための有効なツール。

輸出管理内部規定(CP)と輸出者等遵守基準の関係

Ⅲ. 輸出管理内部規程(CP) (外為法等遵守事項)

Ⅱ. リスト規制品輸出・技術提供 の遵守基準 (輸出者等遵守基準)

Ⅰ. 輸出者等の遵守基準 (輸出者等遵守基準)

Ⅲ. 輸出管理内部規程

○ “輸出管理内部規程(CP)の届出について”通達にある「外為法等遵守事項」の『基本方針』と『個別事項(8項目)』のすべてを含み、最新の法令・制度に基づく内部規程であれば、原則、輸出者等遵守基準のⅠ及びⅡは満たすものとなる。

○Ⅱとの違い

監査、研修、文書保存、一部子会社指導が努力義務ではなく必ず実施する規定となる。また、子会社及び関連会社への指導も必要となる。

Ⅱ. リスト規制品の輸出等を行う者が対象

Ⅰ. 業として輸出等を行う者がすべて対象

3. 包括許可制度

包括許可制度

- 外為法等で許可が必要なリスト規制品を輸出等する場合、本来は個々の契約や輸出等に関して個別に当局の安全保障面からの審査を経て許可。
- 輸出者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個別許可の申請を行うことなく、一定の範囲について包括的に許可を受けることで、輸出等を行うことが可能となる制度。

「特別一般包括許可」の場合の要件

■ 許可の要件：

- ① 輸出管理内部規程の整備
- ② 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」による確認
- ③ 輸出管理内部規程に基づいた内部審査の実績
- ④ 法令遵守の実施状況調査(立入検査又は書面検査)
- ⑤ 電子申請(平成31年4月1日申請分から適用)

■ 有効期間： 3年以内。更新可。

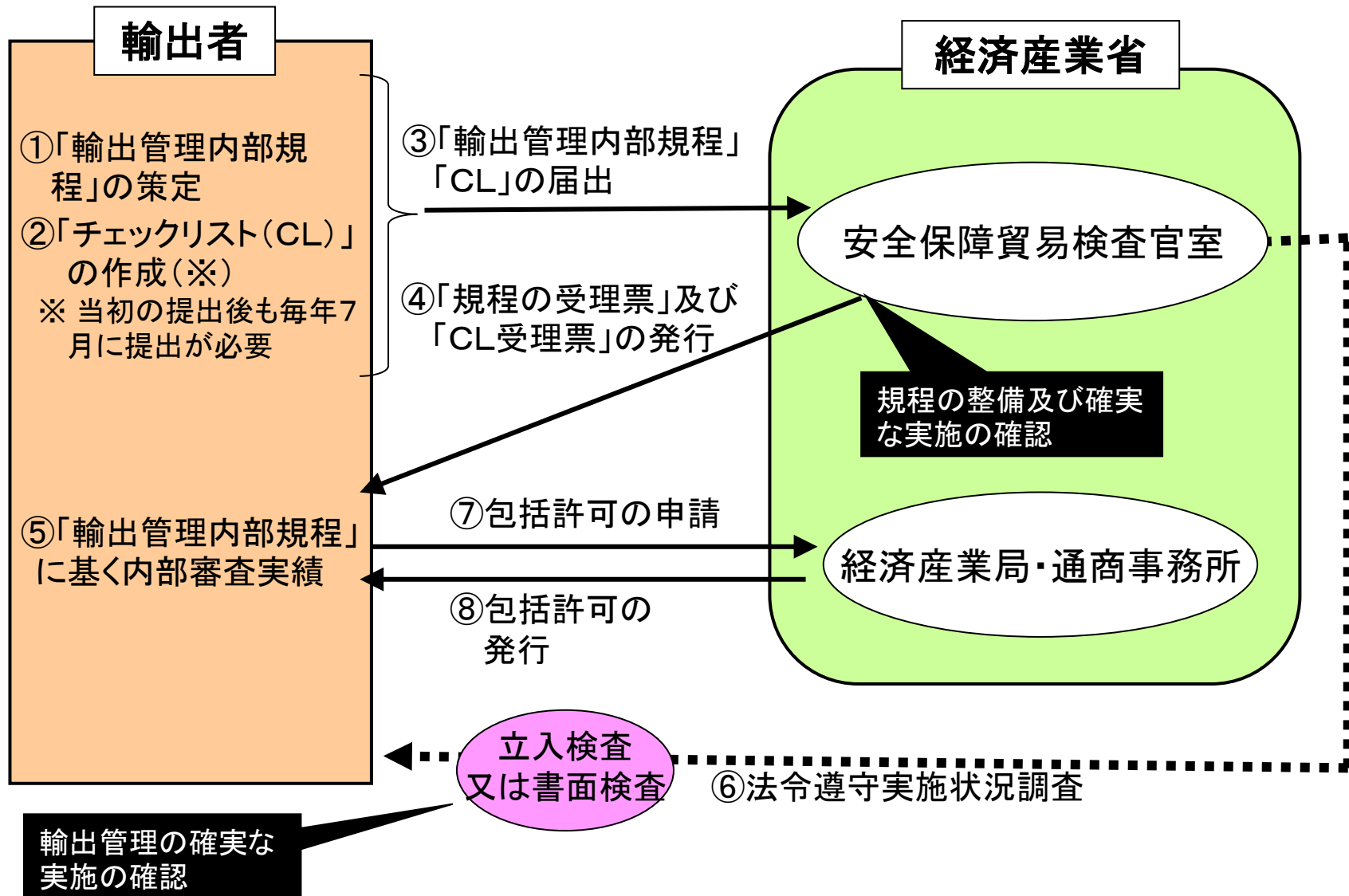
※輸出管理の実施状況に対する「法令遵守実施状況調査」が適宜実施される。

■ 範囲： 貨物・技術と仕向地で決まる(包括許可マトリックス参照)。

包括許可証の種類

種類	内容
一般包括 (一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、輸出令別表第3の地域向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備は不要。 → 統括責任者、該非確認責任者の登録、電子申請が申請要件。
特一包括 (特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、輸出令別表第3の地域を除く地域向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況調査の事前実施、電子申請などが要件！
特定包括輸出／役務取引許可 (複数回の許可取得実績)	継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況調査の事前実施、電子申請などが要件！なお、インフラプラントプロジェクトは、継続的な取引関係がなくても申請が可能。
特別返品等包括輸出・役務取引許可	防衛省等向けに輸入した装備品やその部分品(1項該当の武器)の不具合品、異品等を返却するための貨物の輸出及び技術の提供を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況調査の事前実施などが申請要件！
特定子会社包括輸出・役務取引許可 (申請者との資本関係)	我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出について、包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、実施状況の事前実施などが要件！

特別一般包括許可の取得の流れ(新規、更新)



注) 必要に応じ改善指導あり

注) 更新の場合は②～④、⑦～⑧

包括許可証の運用・管理

- 個別許可を取得して輸出や提供を行うか、包括許可を用いて行うかは、組織内の適切な審査を経た上で判断



組織内での取引審査を行わず包括許可を使うことのないように！

- 包括許可条件の遵守(「一般包括」は①、②のみ)

- ①輸出関連書類の原則7年間の保存
- ②軍事用途・大量破壊兵器等の用途に関する失効・届出・報告
- ③輸出管理内部規程(CP)の外為法等遵守事項を確実に実施
- ④毎年7月にCLを提出
- ⑤CPを変更した際には、1ヶ月以内に報告
- ⑥軍や軍関係機関向け需要者に関する届出 など

- 包括許可証は輸出者自身で適切に管理



包括許可証(紙媒体の場合)を第三者(通関業者など)に任せきりにせず、帳簿等による管理を！

4. 立入検査(書面検査を含む。)

立入検査について

- 平成17年6月からの包括許可制度の実施（輸出管理内部規程の整備とその確実な実施）を受けて、適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。
- 法令遵守立入検査は、違反の有無に関わらず包括許可保有者などに対して実施。
- 法令遵守立入検査は、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の項目に従って、内部規程の整備状況及び実際の取り組み状況を検査。

※法令遵守立入検査の実施後は、必要に応じて改善指導が行われるので、指導を受けた場合には、それに従った対応が必要となる。

- (注) 1. その他、外為法第68条の規定に基づく立入検査として、包括許可保有者以外の輸出者等に対する立入検査も実施することがある。
2. 新型コロナウイルス感染症対策のため、書面の検査（外為法第55条の8に基づく報告を求め、web会議システムによるヒアリング等を併せて実施）も可能とした。

立入検査における主な指摘事項の例

事例

貨物に組み込まれたソフトや、貨物の輸出に付随して提供される技術、**仲介貿易(参考1)**について、該非判定・取引審査を行わずに提供していた。

少額特例の可否判断が適切に行われておらず、適用可能な事案を包括許可を使用して輸出していた。

一部、**監査(参考2)**が行われていない部署や、監査が行われていない期間があるとともに、責任者への報告がなされていなかった。

指摘事項

役務提供や仲介貿易取引についても、輸出貨物と同様に該非判定・取引審査を適切に実施し、その証拠を保管するとともに、教育や監査を通じてそれらの意識を高めること。

少額特例を適用しなければならない案件は、包括許可証が使用できないので、特例や包括許可の適用可否判断を多段階で正確に行うこと。

輸出に関連する全ての部門(輸出管理部門を含む)に対し、対象期間にも漏れがないよう定期的に監査を行うこと。また、監査の結果は最高責任者へ報告すること。

(参考)立入検査における指摘事項の例1

事例	指摘事項
【取引審査関連】	
★継続取引に係る取引審査を省略しているが、ルール化されていない。	・継続案件の取引審査を簡略化する場合は、同一貨物・技術、同一顧客、同一用途に限定し、その適用期間は一定の期間とするとともに、それぞれ変更が生じた場合は見直し、その旨輸出管理規程に規定すること。
★グループ内取引について、取引審査が行われておらず、キャッチオール規制貨物等の海外子会社向けの輸出等においても、最終需要者及び最終用途の取引審査が行われていない。	・取引審査は、その取引相手先がグループ内外を問わず行うとともに、海外子会社向けのキャッチオール規制貨物等においても、用途・需要者の確認を行うこと。
★「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」の確認がCP等に規定されていない。	・顧客審査における「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」の確認を安全保障輸出管理規則又は下部規程で定めること。
【該非判定関連】	
★該非判定が最新の項目別対比表で行われていない。	・該非判定は、最新の外為法に基づき判定しその証跡を残すこと。また、法令改正時には判定内容を確認すること。
★今年1月のリスト改正の折、輸出管理部門から周知された改正情報を事業部がよくチェックせず、該非一覧表見直しの決定が7月になり、結果的に半年以上該非判定間違いの状態が継続した。	・リスト改正は、規制緩和の改正もあれば、規制強化の改正もありうることから、最新の改正情報に接した場合は、直ちに該非判定一覧表の内容をチェックし、速やかに該非の変更を行うこと。
★該当品は該非判定書を起票しているが、非該当品については起票しておらず、輸出管理統括責任者が最終判断をしている状況になっていない。	・該非判定について、非該当貨物であっても規程どおり、判定内容を輸出管理統括責任者に提出し、輸出管理統括責任者は、判定内容について審査し最終決定を行うこと。

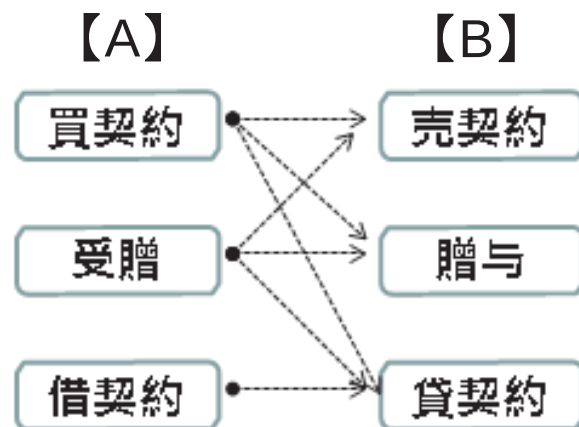
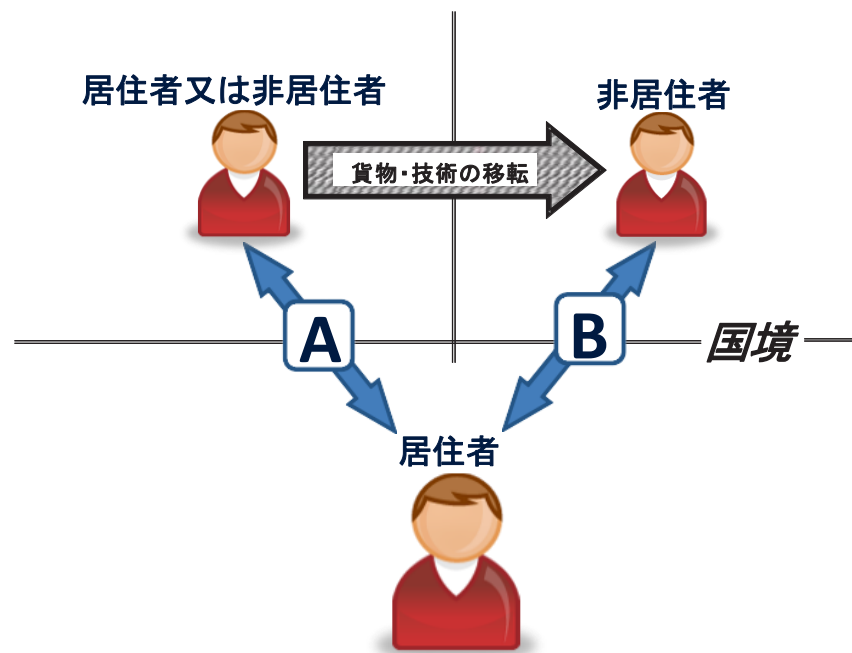
(参考)立入検査における指摘事項の例2

事例	指摘事項
【出荷管理】	
★一部のリスト規制対象貨物の通関に際し、貨物が少額特例適用貨物である旨、通関業者に対し連絡を行っていなかったため、通関業者は少額特例を適用することなく、税関に対し申告し、許可を得ていた。	通関業者に対し、リスト規制対象貨物の通関依頼を行う際は、適切に指示（少額特例適用の有無など）をすること。また、税関の輸出許可後においても、通関業者から即時に輸出許可書入手し、輸出申告内容の事後確認を厳重に行うこと。
【その他】	
★規程で、「輸出管理統括責任者は、業務を代行する者を任命することができる。」とし、管理部門の部長(物流部 部長)に全業務を委任していた。	輸出管理に係る輸出管理統括責任者、輸出管理責任者、輸出管理者の役割を再認識の上、規程に則した管理を徹底し、規程に定めた取引の最終判断権者から他の者へ委任する場合には、権限の一部を委任することとしその範囲を明確にするなど、規程の見直しを行うこと。
★輸出関連法規等の最新情報を輸出等の業務に従事する者（役職員）へ周知していない。	輸出管理部門は、外為法等の改正動向を把握し、社内における輸出関連部門に対し、速やかに情報を共有すること。
★輸出管理に関連する部署への教育が定期的に行われておらず、役員に対する教育が行われていない。	教育は、輸出管理の重要性の理解及び確実な実施のため、役員・従業員に対し計画的に実施すること。
★監査において十分な書類確認が行われておらず、規制技術の提供を行う部門が監査対象となっていない。また、監査結果が最高責任者に報告されていない。	監査実施について、安全保障貿易管理に係る全ての部門を対象にするとともに、書類確認を十分に行うなど実効性のある監査をするとともに、監査結果は最高責任者へ報告すること。

(参考) 仲介貿易・技術取引規制の概要

外国相互間で貨物の移動を伴う取引又は技術の提供を行う場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

1. その貨物・技術が武器(輸出令別表第1又は外為令別表の1項に該当する貨物・技術)である場合
2. 輸出令別表第1又は外為令別表の2項～16項に該当する貨物・技術を輸出令別表第3の地域を除く地域間で移動又は移転する場合であって、大量破壊兵器等の開発等のおそれのある場合



(参考) 監査の例

★ 監査については、網羅的・計画的に実施することが重要であり、以下の方法も一案。

実施者

- 輸出管理部門。
- 監査部門（業務監査の一環として、輸出管理部門の協力を得て実施）。
- 社外法人（例：監査法人、親会社）。

対象部門・頻度

- 全部門（製造部門、営業部門、技術部門、出荷部門、管理部門など）に対して、原則、毎年 1 回以上計画的（年間スケジュールを定める）に実施。
- 規制貨物等を取り扱う部門は毎年とし、規制貨物等を取り扱っていない部門は隔年。
（監査対象期間、対象部門に漏れが生じないことが重要。）

監査結果

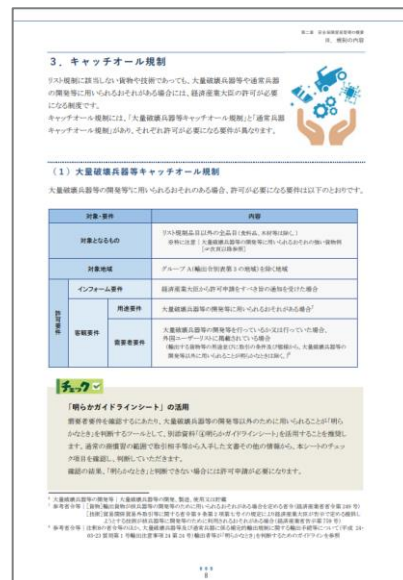
- 監査の結果は、監査報告書として取りまとめ、輸出管理最高責任者に報告。

5. 支援ツールと相談窓口

安全保障貿易管理ガイドンス

安全保障貿易管理ガイドンス[入門編]等

- ・ 輸出管理の概要や手順などをわかりやすく説明
- ・ 実務マニュアルや該非判定の事例、用語集、帳票も掲載
- ・ 中小企業等の輸出管理を強化・推進し関係法令の遵守及び違反の未然防止のためのツール



帳票

該非判定、取引審査、出荷管理の実施において、帳票類(書式)を定め活用することは、輸出管理を確実に実施し、違法輸出を未然に防ぐことができる

帳票 (例)	該非判定	① 該非判定書
	取引審査	② 用途チェックリスト ③ 需要者チェックリスト ④ 明らかガイドラインシート ⑤ 取引審査票
	出荷管理	⑥ 出荷チェックリスト
	その他	⑦ 担当部門及び責任者一覧 ⑧ 監査チェックリスト [概略版]

(参考) 該非判定書、取引審査票

別添 4

① 該非判定書

該非判定 責任者	該非判定 上長	判定者
年 月 日	年 月 日	年 月 日

承認年月日	
貨物又は技術の名称 (型名等)	
貨物又は技術 の仕様等	
該非判定部門名 (判定責任者名)	
該非結果	<貨物>輸出令別1: 項 号 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 対象外 ☐ 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <技術>外為令別表: 項 号 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 対象外 ☐ 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)
判定理由	
判定根拠資料	

⑤ 取引審査票

最終判断権者	上長	担当者
年 月 日	年 月 日	年 月 日

1. 輸出・技術提供案件の概要

件名			
仕向地 (国名)			
貨物・技術名	(金額):		
該非判定 (1~15項)	<貨物> 輸出令別1: 項 号 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 対象外 ☐ 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <技術> 外為令別表: 項 号 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 対象外 ☐ 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)		
契約先	名称 (英字)	(新規・継続)	
	所在地		
需要者	名称 (英字)	(新規・継続・軍関連)	
	所在地		
用途	内容 () ☐ 大量破壊兵器関連 ☐ 軍事関連 ☐ その他 資料: ☐ 有 () ☐ 無		
用途・需要者 チェック	①用途要件に「はい」が一つでもあるか ☐ はい・☐ いいえ ②需要者要件に「はい」が一つでもあるか ☐ はい・☐ いいえ ③外国ユーザーリストに掲載されているか ☐ はい・☐ いいえ 上記②又は③が「はい」の場合、 ④明らかガイドラインに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい・☐ いいえ ⑤上記①～④の確認に不明点又は疑義があるか ☐ はい・☐ いいえ		
経済産業大臣からの 通知	経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか ☐ はい・☐ いいえ		
取引経路 (国名・企業名)	→ →		
契約予定年月	年 月	輸出等予定年月	年 月

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	☐ 承認する ☐ 対象外 ☐ 非該当 ☐ 許可例外 ☐ 条件付き承認 ☐ 包括許可 ☐ 個別許可 ☐ 経済産業省へ届出/報告/相談 ☐ 承認しない	
取引承認条件		
上記判定理由		

(参考)用途・需要者チェックリスト

②用途チェックリスト

上長	担当者
年 月 日	年 月 日

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること）

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
別 表 行 為	① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	② 核融合に関する研究	はい・いいえ
	③ 原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④ 重水の製造	はい・いいえ
	⑤ 核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥ 核燃料物質の再処理 1	はい・いいえ
	⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用		はい・いいえ

取引審査票に用途チェックリストを添付すること。

③需要者チェックリスト

上長	担当者
年 月 日	年 月 日

(1) 外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、④明らかなガイドラインシートのチェックを行う。

(2) 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。（どちらかに○をつけること）

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、④明らかなガイドラインシートのチェックを行う。

(3) 軍関係機関のチェック

軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるか	はい・いいえ
---------------------------	--------

「はい」の場合は、④明らかなガイドラインシートのチェックを行う。

取引審査票に需要者チェックリストを添付すること。

(参考) 明らかガイドラインシート・出荷チェックリスト

④ 明らかガイドラインシート

上長	担当者
年 月 日	年 月 日

～核兵器等開発等省令第2号及び第3号又は核兵器等開発等告示第2号及び第3号に定める「明らかなく」を判断するためのガイドライン～

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等から見て問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の懸念・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・懸念	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における懸念	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の懸念	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の（3）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	はい・いいえ・－

需要者チェックリストに添付すること。

⑥ 出荷チェックリスト

担当者は、下記の項目でチェックを行うこと。（どちらかに○をつけること）

作成日 年 月 日

出荷管理責任者 又は 提供責任者	担当者
年 月 日	年 月 日

Invoice No 又は 技術番号	
--------------------------	--

「①該非判定書」が、該非判定責任者によって承認されているか。	はい・いいえ
「⑤取引審査票」が、最終判断権者によって承認されているか。	はい・いいえ
出荷する貨物又は提供する技術が、該非判定や取引審査を行った貨物又は技術と同一であるか。	はい・いいえ
輸出等の許可が必要な場合は、許可証が取得済みであるか。	はい・いいえ
許可証を取得した場合には、許可を取得したものと出荷する貨物又は技術が同一であるか。	はい・いいえ

(参考)担当部門及び責任者一覧・監査チェックリスト

⑦担当部門及び責任者一覧

代表取締役は、下記の部門及び責任者を下記の通りに定める。

年 月 日

輸出管理体制	部署名、肩書、氏名
最高責任者	代表取締役社長
該非判定部門	
該非判定の責任者	
営業部門等	
輸出管理部門	
取引審査の責任者 (最終判断権者)	
出荷部門	
出荷管理の責任者	

⑧監査チェックリスト [概略版]

下記の項目について証拠等を確認の上、チェックを行うこと。

作成日 年 月 日

監査実施日：

監査対象部門：

監査員：

最高責任者	
年 月 日	年 月 日

チェック項目		判定
輸出管理体制等	輸出管理規程および細則、帳票等は、最新法令に適合しているか。	
	現行の規程類は、運用と一致しているか。	
	該非判定の責任者、取引審査の最終判断権者等において変更はあったか。	
	変更があった場合には、その変更は法令等に適合しているか。	
該非判定	最新の法令等の情報を入手し、輸出等の業務に従事する者へ周知しているか。	
	該非判定の対象範囲が明確か、判定根拠の情報は適切か。	
	該非判定は最新の法令と照合しているか。	
	該非判定は多段階で判定し、該非判定の責任者が決裁しているか。	
取引審査	該非判定書が起案され、適正に判定されているか。	
	用途チェックリストは、判断根拠を基に適正に確認されているか。	
	需要者チェックリストは、判断根拠を基に適正に確認されているか。	
	明らかガイドラインシートは、判断根拠を基に適正に確認されているか。	
出荷管理	取引審査票の記載内容は、事実即し、正確に記入されているか。	
	取引審査は多段階で確認し、最終判断権者が決裁しているか。	
	許可が必要な場合は、許可証を取得しているか。	
	出荷チェックリストは、事実即し、正確に記入されているか。	
文書管理	出荷チェックリストのチェックは、貨物の出荷等の前になされているか。	
	輸出関係書類は、取引審査票の承認日以降の日付となっているか。	
	通関時に事故が発生した場合には、適切な措置を講じているか。	
	輸出関係書類は決められた場所に適切に保管されているか。(7年間保管)	
教育	教育は役員及び従業員に対し定期的に行われているか。	
	子会社	子会社・関連会社への指導は適切に行われているか。
	輸出等の業務に関わる子会社に対し指導等は手続に従い適切に行われているか。	
	報告	外為法等違反又は違反したおそれのある事実が発生した場合、速やかに最高責任者及び経済産業省に報告し、再発防止策等の必要な措置を講じているか。
特定取引	特定類型の該当性の確認は、手続に従い適切に行われているか。	
	監査是正	前回の監査における是正処置は完了しているか。

監査実施後、監査報告書は最高責任者へ報告すること。

中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等における輸出管理の普及啓発や体制構築を図ることを目的に、「説明会・個別相談会の開催」や「専門アドバイザーによる輸出管理体制構築支援」を実施

① 説明会・個別相談会（無料）

本説明会に加え、自社の輸出管理についての課題・相談に対応

② 輸出管理体制構築支援（無料）

輸出管理体制の構築・改善を希望する事業者の実務経験豊富なアドバイザーが支援



制度改正に関する相談対応及びHPリンク

※HPに掲載しているQ&A等を事前に御覧いただいた上で、相談窓口にご連絡をお願いいたします。制度改正に伴う相談を多数いただいている中、それらに早期に対応する観点からご協力の程、よろしくお願いいたします。

■ みなし輸出管理の運用明確化

✓ 相談対応

①特定類型該当性やその確認手続に関する相談窓口：minashi-QA@meti.go.jp

- a 通達の文言解釈に関するご相談
- b 個別事案における対象者の特定類型該当性に関するご相談
- c 類型該当性確認手続の規程等への記載に関するご相談
- d その他制度全体に関するご相談（②の内容を除く）

②許可申請書類・記載内容に関する相談窓口：qqfcbf@meti.go.jp

- a 「みなし輸出」関連の役務取引許可申請に当たって必要となる書類に関するご相談
- b 「みなし輸出」許可申請に当たって必要となる書類の記載内容に関するご相談

✓ HPリンク

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

※運用明確化に伴う説明概要やQ&A等を掲載。

■ 輸出者等遵守基準省令改正

✓ 相談対応

輸出者等遵守基準に関する相談窓口：qqfcbh@meti.go.jp

✓ HPリンク

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html#1118

※輸出者等遵守基準省令改正に伴うQ&A等を掲載。

その他問合せ

リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続き等)の質問

●経済産業省 安全保障貿易審査課

TEL : 03-3501-2801

Email : qqfcbf@meti.go.jp

(リスト規制に関する相談)

anposhinsa-catchall@meti.go.jp

(キャッチオール規制に関する相談)

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（C P）に関する質問、不正輸出の連絡

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

TEL : 03-3501-2800

Email : qqfcbh@meti.go.jp

安全保障貿易管理制度概要、法令解釈の質問

●経済産業省 安全保障貿易管理課

TEL : 03-3501-2841

Email : qqfcbh@meti.go.jp

防衛装備移転三原則、外国ユーザーリストに関する質問安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

●経済産業省 安全保障貿易管理政策課

TEL : 03-3501-2863

安全保障に係る輸出管理以外の問い合わせ

●経済産業省 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

安全保障貿易管理HP

輸出管理制度の概要、輸出許可申請の手順、体制構築支援事業の案内等を掲載

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

TOPICS

最新の制度改革

[「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について \(2021.1.22\)](#)

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

関係法令

大学・研究機関の自主管理の促進

中小企業等への支援

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

事後審査(外為法違反について)

説明会

関係法令

Q&A

リンク集

電子申請

キーワードで調べる

新着情報

最新の制度改革
情報を掲載

マトリクス表
を掲載

体制構築支援事業
の案内を掲載

ガイダンス
を掲載

改正情報を掲載いたしました。
(2020.12.10)

▶ 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等の結果公示について (2020.11.27)

▶ 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案の閣議決定について (2020.11.24)

▶ 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について (2020.11.17)

外為法改正 | 貨物・技術のマトリクス表 | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準 | 外国企業リスト | 参考情報：政省令-EU規制番号対比表 | 個人輸出 | 大学・研究機関 | 中小企業 | 大韓民国向け輸出管理の運用の見直し | ガイダンス (企業等用)

令和3年5月20日

説明会

【令和3年度】オンライン説明会の受付を開始しました。

申請

経済

(本部14F東8)

電話番号：03-3501-2801

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

新型

め、

たき

メー

防の

則受

許可

感染症予防のため、窓口での許可証の交付は原則行っておりません。

新型コロナウイルス感染症対策



注意

1. 許可申請窓口の受付時間

新型コロナウイルス感染症対策のため、ご相談は電話またはメールでご連絡ください。
感染症予防のため、窓口での申請・相談は原則受け付けておりません。

2. 許可証の受領時間

感染症予防のため、窓口での許可証の交付は原則行っておりません。

3. 立入検査

一般包括許可を除く包括許可制度では、いずれも実地の調査（外為法68条に基づく立入検査）を受けていることを申請者の要件の1つとしていますが、包括許可取扱要領に定める申請者の要件を改正し、上記の実地の調査に加え、新たに書面の検査（外為法第55条の8に基づく報告を求め、web会議システムや電話等によるヒアリング等を併せて実施）も可能としました。